

○国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助要綱

平成19年12月25日

要綱第20号

最近改正 令和8年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき地域密着型サービス拠点の施設等を整備する事業者等に対してその費用の一部を補助することに関し、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和47年国分寺市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業で、事業計画に適合するものとする。

- (1) 認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱(令和6年5福祉高施第1484号。以下この号及び別表第2において「都要綱」という。)に基づき実施する事業で次に掲げるもの（以下「認知症高齢者グループホーム整備促進事業」という。）

ア 認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うことを目的とする事業所(本体施設と一体的に運営するサテライト型のものを含む。)をいう。以下同じ。)を整備する事業で、都要綱別表1に規定する整備区分のいずれかに該当するもののうち、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの

(ア) 運営事業者が新たに建物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行うもの

(イ) 運営事業者が既存建築物を改修して行うもの

(ウ) 建物所有者及び土地所有者（以下「土地所有者等」という。）が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行うもの

(エ) 建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行うもの

イ アに掲げる事業の整備主体がアに掲げる事業と同時に行う次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業

(ア) 認知症高齢者グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンター（法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規

定する介護予防認知症対応型通所介護を行うことを目的とする拠点をいう。以下同じ。)を整備する事業

(イ) 認知症高齢者グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行うことを目的とする拠点をいう。以下同じ。)を整備する事業

(ウ) 認知症高齢者グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12(法第8条第23項の厚生労働省令で定めるサービス)に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行うことを目的とする拠点をいう。以下同じ。)を整備する事業

(2) 地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱(令和6年5福祉高施第1486号。以下この号、別表第1及び別表第6において「都要綱」という。)に基づき実施する事業で次に掲げるもの(以下「地域密着型サービス等整備推進事業」という。)

ア 別表第1の1の項から13の項までに規定する施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。以下同じ。)を整備する事業で、都要綱別表2に規定する整備区分のいずれかに該当するもの

イ 別表第1の1の項、4の項及び6の項に規定する施設を整備する事業で、都要綱別表2に規定する整備区分のいずれかに該当するもののうち、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの

(ア) 運営事業者が新たに建物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行うもの

(イ) 運営事業者が既存建築物を改修して行うもの

(ウ) 土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行うもの

(エ) 建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行うもの

2 市長は、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる費用等(事業計画に適合するものに係るものに限る。)を補助の対象とすることができる。

(1) 東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱(平成27年福保高計第336号)5(1)エに基づく、介護施設等の施設開設準備経費等

(2) 東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱5(1)キに基づき、地域密着型特別養護老人ホームその他の施設の用地の確保のための定期借地権の設定に際し

て土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払として授受されたものに限る。）

（認知症高齢者グループホーム整備促進事業）

第3条 認知症高齢者グループホーム整備促進事業の対象となる者は、認知症高齢者グループホームの運営事業者及び土地所有者等とする。

2 認知症高齢者グループホーム整備促進事業の補助基準額及び補助対象経費は、別表第2、別表第4及び別表第5に定めるとおりとする。

3 認知症高齢者グループホーム整備促進事業の補助金交付額は、次に掲げる額のいずれか少ない額の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、事業の実施が複数の年度にわたるときは、前段の規定により算定した額を事業全体の補助金交付額の限度額とし、各年度ごとの補助金交付額は、当該年度ごとの出来高に応じた額の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 別表第2の1の項から4の項に定める補助基準額（同表8の項に該当する場合にあっては同項の補助基準額を、前条第1項第1号イに掲げる事業を実施する場合にあっては同表5の項から7の項までに定めるところにより算定した補助基準額を加算した額）に、別表第4及び別表第5に定めるところにより算定した補助基準額を加算した額

(2) 別表第2に定める補助対象経費の実支出額

4 前項前段の規定にかかわらず、認知症高齢者グループホーム整備促進事業（前条第1項第1号ア（ウ）及び（エ）に掲げるものに限る。）で運営事業者が補助事業者となる場合の補助金交付額は、前項各号に掲げる額のいずれか少ない額と当該補助事業者が土地所有者等に支出した額のいずれか少ない額の範囲内で市長が定める額とする。

（地域密着型サービス等整備推進事業）

第3条の2 地域密着型サービス等整備推進事業のうち第2条第1項第2号アに規定する事業の対象となる者は、別表第1の1の項から13の項までに規定する施設の運営事業者及び土地所有者等とし、当該事業の補助基準額、補助対象経費及び補助金交付額は、同表に定めるところによる。

2 地域密着型サービス等整備推進事業のうち第2条第1項第2号イに規定する事業の対象となる者は、別表第1の1の項、4の項及び6の項に規定する施設の運営事業者及び土地所有者等とし、当該事業の補助基準額及び補助対象経費は、別表第6に定めるところによる。

3 地域密着型サービス等整備推進事業のうち第2条第1項第2号イに規定する事業の補助金交付額は、次に掲げる額のいずれか少ない額の範囲内で市長が定める額とする。

(1) 別表第6に定めるところにより算定した補助基準額に物価調整額加算補助基準額を加算した額

(2) 別表第6に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入額及び別表第1に定めるところにより算定した第1項の補助金交付額の額を差し引いて得た額

4 前条第3項後段の規定は、地域密着型サービス等整備推進事業について準用する。この場合において、同項後段中「前段」とあるのは、「第3条の2第1項及び第3項」と読み替えるものとする。

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

第3条の3 第2条第2項第1号に掲げる費用等の補助（以下「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」という。）の対象となる施設は別表第7に掲げる施設とし、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象となる補助事業者は当該施設の運営事業者とする。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助金の交付額は、別表第7に定めるところによる。

(定期借地権利用による整備促進特別対策事業)

第3条の4 第2条第2項第2号に掲げる費用等の補助（以下「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」という。）の対象となる施設は別表第8に掲げる対象施設とし、定期借地権利用による整備促進特別対策事業の対象となる補助事業者は、当該施設の運営事業者とする。

2 定期借地権利用による整備促進特別対策事業の補助金の交付額は、別表第8に定めるところによる。

(補助金額の特例)

第4条 第2条から前条までの規定にかかわらず、この要綱による補助の対象となる施設が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）及び省令に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の対象となったときの補助金額は、市長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け、補助金を交付することが適当であると認め

るときは、補助金額を決定し、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、第3条から第3条の4までの規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

2 市長は、前条の規定による申請を受け、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による決定をする場合において必要があると認めるときは、国分寺市介護保険運営協議会の意見を聴くものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業内容が老人福祉法（昭和38年法律第133号）、法及び国分寺市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）に適合すること。
- （2） 事業開始から10年以上継続して事業を行うこと。
- （3） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について整備事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （4） 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- （5） 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合で、市長が必要と認めるときは、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- （6） 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械器具等で、その取得価格又は増加した価格が300,000円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例による耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- （7） 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続を参考とし、一般競争入札その他の方法により公正性、透明性及び競争性が確保されたものであること。
- （8） 前各号に定めるもののほか市長が特に必要と認める事項

(変更決定)

第8条 補助事業者は、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、補助金の交付内容を変更することと決定したときは、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定をする場合において必要があると認めるときは、国分寺市介護保険運営協議会の意見を聴くものとする。

(事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業遅延等報告書（様式第6号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業完了の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（中止等を含む。）したときは、1月以内に国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業完了報告書（様式第7号。以下「完了報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(確定通知等)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、完了報告書等の審査及び実地調査等によりその報告に係る整備事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して是正を求めることができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助事業の是正を求められたときは、必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める日までに、国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 補助事業を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 補助条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の施行が不正又は不相当と認められるとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（関係帳簿等の備付け等）

第14条 補助事業者は、補助事業の状況、費用の支出その他補助事業に係る書類又は帳簿（以下この条において「関係帳簿等」という。）を備えておかなければならない。

2 補助事業者は、関係帳簿等を補助事業の年度終了後5年間保管しておかなければならない。

3 市長は、必要に応じて関係帳簿等を検査することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁の日から施行する。

（平成28年度における補助金の特例）

2 平成28年度に着工する認知症高齢者グループホームの補助であって国分寺市が東京都の平成28年度認知症高齢者グループホーム重点的緊急整備地域指定基準（平成28年6月13日28福保高施第493号）に基づく重点的緊急整備地域の指定を受けたときは、別表第2中「20,000,000円」とあるのは「30,000,000円」と、「15,000,000円」とあるのは「22,500,000円」と、「2,200,000円」とあるのは「3,300,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものに限る、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条の2関係）

基本単価

対象施設	配分基礎単価	単位	補助対象経費
1 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530,000円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備等と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担金等において別途補助対象とする費用を除く。
2 小規模養護老人ホーム	2,960,000円	整備床数	
3 小規模ケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	5,530,000円	整備床数	
4 小規模多機能型居宅介護事業所	41,500,000円	施設数	
5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330,000円	施設数	
6 看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500,000円	施設数	
7 認知症対応型デイサービスセンター	14,800,000円	施設数	
8 介護予防拠点	11,000,000円	施設数	
9 地域包括支援センター	1,480,000円	施設数	
10 生活支援ハウス	44,100,000円	施設数	
11 緊急ショートステイ	1,480,000円	整備床数	

12 介護職員等のための施設 内保育施設	14,800,000円	施設数	
13 空き家を活用して整備する 認知症高齢者グループホーム、 小規模多機能型居宅介護事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所 及び認知症対応型デイサービス センター	11,000,000円	施設数	

備考

- 1 配分基礎単価に単位数を乗じて補助基準額を算定する。
- 2 補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額の範囲内で市長が定める額を補助金交付額とする。
- 3 1の項から12の項までに掲げる施設及び認知症高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設）若しくは小規模介護医療院を合築し、又は併設した場合は、配分基礎単価の欄に定める額に1.05を乗じて得た額を配分基礎単価とする。
- 4 2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度（補助事業者に対して市が第6条第1項の規定により交付決定を行った年度をいう。）のこの要綱に定める算定方法を適用する。
- 5 次に掲げる事業は、補助の対象としない。
 - (1) 他の補助制度の対象となっている事業
 - (2) 職員の宿舍、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業
 - (3) その他市長が不相当と認める事業
- 6 事業者改修型（第2条第1項第2号イ(イ)に掲げる事業をいう。別表第6において同じ。）及びオーナー改修型（同号イ(エ)に掲げる事業をいう。別表第6において同じ。）については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第24条（財産処分の制限）に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。
- 7 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増築（床）（都要綱別表2に規定する増築（床）をいう。）をする場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補

助することができる。

別表第2（第2条、第3条関係）

区分		補助基準額		補助対象経費
		重点的整備促進地域	その他の地域	
1 事業者 創設型（第2条第1号ア（ア）に掲げる事業をいう。以下同じ。）	創設（開設）（都 要綱別表第1に規定する創設（開設）をいう。以下この表及び別表第4において同じ。）・ 増築（床）（都要綱別表第1に規定する増築（床）をいう。以下この表、別表第4及び別表第5において同じ。）	1 ユニット当たり 30,000,000円	1 ユニット当たり 20,000,000円	認知症高齢者グループホーム運営事業者が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費で次に掲げるもの (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買い取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）
	改築（再開設）	1 ユニット当たり 34,000,000円	1 ユニット当たり 24,000,000円	

	（都要 綱別表 1に規 定する 改築（再 改築）を いう。以 下この 表及び 別表第 4にお いて同 じ。）・ 増改築 （都要 綱別表 1に規 定する 増改築 をいう。 以下こ の表及 び別表 第4に おいて 同じ。）			
--	--	--	--	--

2 事業者改修型（第2条第1項第1号ア（イ）に掲げる事業をいう。以下この表、別表第4及び別表第5において同じ。）	創設（開設）・増築（床）	1 ユニット当たり 22,500,000円	1 ユニット当たり 15,000,000円	認知症高齢者グループホーム運営事業者が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費で次に掲げるもの (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 イ 借り上げる建物の改修経費 (2) 設備整備費 (3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）
	改築（再開設）・増改築	1 ユニット当たり 25,500,000円	1 ユニット当たり 18,000,000円	
3 オナー創設型（第2条第1項第1号	創設（開設）・増築（床）	1 ユニット当たり 30,000,000円	1 ユニット当たり 20,000,000円	土地所有者等が認知症高齢者グループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買い取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工

ア (ウ) に掲 げる 事業 をい う。以 下同 じ。)	改築（再 開設）・ 増改築	1 ユニット当たり 34,000,000円	1 ユニット当たり 24,000,000円	のため直接必要な事務に 要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等をいい、その額 は工事費又は工事請負費 （対象経費）の2.6パーセ ントに相当する額を限度 とする。）
4 オ ーナ ー改 修型 （第 2条 第1 項第 1号 ア （エ） に掲 げる 事業 をい う。以 下こ の表、 別表 第4 及び 別表 第5 にお いて 同様 じ。)	創設（開 設）・増 築（床）	1 ユニット当たり 22,500,000円	1 ユニット当たり 15,000,000円	建物所有者が認知症高齢者 グループホームの整備に要す る経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修 経費 (2) 設備整備費 (3) 工事事務費（工事施工 のため直接必要な事務に 要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等をいい、その額 は工事費又は工事請負費 （対象経費）の2.6パーセ ントに相当する額を限度 とする。）
	改築（再 開設）・ 増改築	1 ユニット当たり 25,500,000円	1 ユニット当たり 18,000,000円	

5 認知症対応型デイサービスセンター併設加算（第2条第1項第1号イ（ア）に掲げる事業に対する加算をいう。）	1 施設当たり 10,000,000円	
6 小規模多機能型居宅介護拠点併設加算（第2条第1項第1号イ（イ）に掲げる事業に対する加算をいう。）	1 施設当たり 10,000,000円	
7 看護小規模多機能型居宅介護拠点併設加算（第2条第1項第1号イ（ウ）に掲げる事業に対する加算をいう。）	1 施設当たり 10,000,000円	
8 利用者支援加算（第2条第1項第1号アに掲げる事業のうち、備考第7に該当するものに対する加算をいう。）	1 施設当たり 10,000,000円	

備考

- 1 補助対象事業は、原則として単年度事業とする。
- 2 2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度（補助事業者に対して市が第6条第

1 項の規定により交付決定を行った年度をいう。) のこの要綱に定める算定方法を適用する。

3 対象となる施設の所在する地域が東京都により重点的緊急整備地域に指定された場合は重点的整備促進地域の欄の規定を、それ以外の場合はその他の地域の欄の規定を適用する。

4 増築（床）の場合は、補助基準額の欄に定める額に増加する定員数を 9 で除して得た額を乗じて得た額を補助基準額とする。

5 次に掲げる費用は、補助対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (3) 設備整備に要する費用
- (4) その他市長が不適當と認める費用

6 既存建物の買取り及び改築については、建物の新築と比較して効率的であると認められる場合に限り、補助対象とする。

7 運営事業者が利用者から徴収する家賃について、次の表の家賃の計算式の欄に定める計算式で算定した額以下であり、かつ、共益費、食材費、光熱水費等、家賃以外の利用者負担について実費相当額以下である場合

区分		家賃の計算式
事業者 創設型	土地を購入して整備する場合	$(\text{土地購入費} + \text{建物整備費} + \text{備品費} - \text{整備費補助金}) \div \text{償却年数} \div 12\text{か月} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{建物修繕費等の管理費}$
	土地を賃借して整備する場合	$\text{月額土地賃借料} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + (\text{建物整備費} + \text{備品費} - \text{整備費補助金}) \div \text{償却年数} \div 12\text{か月} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{建物修繕費等の管理費}$
事業者 改修型	建物を賃借して整備する場合	$\text{月額建物賃借料} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + (\text{建物整備費} (\text{改修費}) + \text{備品費} - \text{整備費補助金}) \div \text{償却年数} \div 12\text{か月} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{建物修繕費等の管理費}$
オーナー創設型		$\text{月額建物賃借料} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{備品費} \div \text{償却年数} \div 12\text{か月} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{建物修繕費等の管理費}$
オーナー改修型		$\text{月額建物賃借料} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{備品費} \div \text{償却年数} \div 12\text{か月} \div \text{利用人数} \div \text{稼働率} + \text{建物修繕費等の管理費}$

備考

- 1 整備費補助金は、別表第2の「その他の地域」及び別表第4の補助金額とし、その他の本事業及び他の事業による補助金は含まない。
- 2 月額賃借料は、次の計算式により算出した額以下とすること。
標準的な月額建物賃借料－整備費補助金÷償却年数÷12か月
- 3 標準的な月額建物賃借料は、不動産鑑定又は周辺賃借料相場等により算定した、本事業により整備する認知症高齢者グループホーム建物の賃借料として適正と認められる額を使用すること。

- 8 事業者改修型及びオーナー改修型については、東京都補助金等交付規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

別表第3 削除

別表第4（第3条関係）

物価調整額加算単価

区分	補助基準額（創設（開設）・増築（床）区分）	補助基準額（改築（再開設）・増改築区分）
1 事業者創設型	1 ユニット当たり 37,280,000円	1 ユニット当たり 44,740,000円
2 事業者改修型	1 ユニット当たり 27,950,000円	1 ユニット当たり 33,540,000円
3 オーナー創設型	1 ユニット当たり 37,280,000円	1 ユニット当たり 44,740,000円
4 オーナー改修型	1 ユニット当たり 27,950,000円	1 ユニット当たり 33,540,000円

備考 増築（床）の場合は、補助基準額（創設（開設）・増築（床）区分）の欄に定める額に増加する定員数を9で除して得た額を乗じて得た額を補助基準額とする。

別表第5（第3条関係）

基金加算単価

区分	補助基準額
1 事業者創設型	1 施設当たり41,500,000円
2 事業者改修型	1 施設当たり41,500,000円
3 オーナー創設型	1 施設当たり41,500,000円

4 オーナー改修型	1 施設当たり41,500,000円
-----------	--------------------

備考

- 1 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱別表第1―1に掲げる施設と合築し、又は併設する場合の補助基準額は、この表に定める額に1.05を乗じて得た額とする。
- 2 地域密着型サービス等整備推進事業により空き家を活用した整備を行う場合は、基金加算金を適用しない。
- 3 増築（床）の場合は、補助基準額の欄に定める額に増加する定員数を9で除して得た額を乗じて得た額を補助基準額とする。
- 4 令和5年度以降に、災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等又は災害による被害が想定される区域に指定されている区域をいう。）において新規整備したグループホームについては、基金加算を適用しない。

別表第6（第3条の2関係）

加算単価

区分	補助基準額	物価調整額加算補助基準額	補助対象経費
1 小規模多機能型居宅介護施設（開設）・増及び看護小規模多機能型居宅介護拠点整備費補助（第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、別表第1の4の項及び第6の項に規定する施設を整備するものに対する補助をいう。）	創設（開設） 1人 750,000円 2人 4,650,000円 3人 8,550,000円 4人 12,450,000円 5人 16,350,000円 6人 20,250,000円 7人 24,150,000円 8人 28,050,000円 9人 31,950,000円	1人 1,150,000円 2人 7,230,000円 3人 13,300,000円 4人 19,380,000円 5人 25,460,000円 6人 31,520,000円 7人 37,600,000円 8人 43,680,000円 9人 49,760,000円	1 次に掲げる整備区分による施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）とする。
	改築（再開設）・増改築区分 1人 900,000円 2人 5,580,000円 3人 10,260,000円 4人 14,940,000円 5人 19,620,000円 6人 24,300,000円 7人 28,980,000円 8人 33,660,000円 9人 38,340,000円	1人 1,390,000円 2人 8,680,000円 3人 15,950,000円 4人 23,250,000円 5人 30,540,000円 6人 37,840,000円 7人 45,140,000円 8人 52,420,000円 9人 49,710,000円	

2 地域密着型特別養護老人ホーム設置促進整備費補助（第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、別表第1の1の項に規定する地	整備促進地域	創設（開設）・増築（床）区分	15人以下	6,750,000円	15人以下	8,380,000円	(1) 新たな建物の創設 (2) 既存建築物の買取り・改修 (3) 所有する建築物の改修
			16人	13,200,000円	16人	16,400,000円	
			17人	19,650,000円	17人	24,420,000円	
			18人	26,100,000円	18人	32,430,000円	
			19人	32,550,000円	19人	40,470,000円	
			20人	39,000,000円	20人	48,480,000円	
			21人	45,450,000円	21人	56,500,000円	
			22人	51,900,000円	22人	64,520,000円	
			23人	58,350,000円	23人	72,550,000円	
			24人	64,800,000円	24人	80,560,000円	
			25人	71,250,000円	25人	88,590,000円	
			26人	77,700,000円	26人	96,600,000円	
			27人	84,150,000円	27人	104,630,000円	
			28人	90,600,000円	28人	112,650,000円	
			29人	97,050,000円	29人	120,670,000円	
		改築（再開設）・増改築区分	15人以下	7,650,000円	15人以下	10,060,000円	2 既存建築物の買取りの場合は、その買取りの経費とする。
			16人	14,960,000円	16人	19,680,000円	
			17人	22,270,000円	17人	29,290,000円	
			18人	29,580,000円	18人	38,920,000円	
			19人	36,890,000円	19人	48,550,000円	
			20人	44,200,000円	20人	58,170,000円	
			21人	51,510,000円	21人	67,800,000円	
			22人	58,820,000円	22人	77,430,000円	
			23人	66,130,000円	23人	87,060,000円	
			24人	73,440,000円	24人	96,680,000円	
			25人	80,750,000円	25人	106,310,000円	
			26人	88,060,000円	26人	115,940,000円	
			27人	95,370,000円	27人	104,630,000円	
			28人	102,680,000円	28人	135,180,000円	
			29人	109,990,000円	29人	144,810,000円	

域密 着型 特別 養護 老人 ホームを 整備 する もの に対 する 補助 をい う。)	その他 の地域	創設（開 設）・増 築（床） 区分	15人以下	4,500,000円	15人以下	8,380,000円
			16人	8,800,000円	16人	16,400,000円
			17人	13,100,000円	17人	24,420,000円
			18人	17,400,000円	18人	32,430,000円
			19人	21,700,000円	19人	40,470,000円
			20人	26,000,000円	20人	48,480,000円
			21人	30,300,000円	21人	56,500,000円
			22人	34,600,000円	22人	64,520,000円
			23人	38,900,000円	23人	72,550,000円
			24人	43,200,000円	24人	80,560,000円
			25人	47,500,000円	25人	88,590,000円
			26人	51,800,000円	26人	96,600,000円
			27人	56,100,000円	27人	104,630,000円
			28人	60,400,000円	28人	112,650,000円
			29人	64,700,000円	29人	120,670,000円
		改築（再 開設）・増 改築区 分	15人以下	5,400,000円	15人以下	10,060,000円
			16人	10,560,000円	16人	19,680,000円
			17人	15,720,000円	17人	29,290,000円
			18人	20,880,000円	18人	38,920,000円
			19人	26,040,000円	19人	48,550,000円
			20人	31,200,000円	20人	58,170,000円
			21人	36,360,000円	21人	67,800,000円
			22人	41,520,000円	22人	77,430,000円
			23人	46,680,000円	23人	87,060,000円
			24人	51,840,000円	24人	96,680,000円
			25人	57,000,000円	25人	106,310,000円
			26人	62,160,000円	26人	115,940,000円
			27人	67,320,000円	27人	125,550,000円
			28人	72,480,000円	28人	135,180,000円
			29人	77,640,000円	29人	144,810,000円

3 地域密着型 特別養護老人ホーム設置促進整備費補助 (第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、別表第1の1の項に規定するショートステイ用居室を整備するものに対する補助をいう。)	創設(開設)・増築(床)区分	4,300,000円に定員数を乗じて得た額	8,010,000円に定員数を乗じて得た額
	改築(再開設)・増改築区分	5,160,000円に定員数を乗じて得た額	9,600,000円に定員数を乗じて得た額

備考

- 1 この表において「創設(開設)」とは、都要綱別表2に規定する創設(開設)をいう。
- 2 この表において「増築(床)」とは、都要綱別表2に規定する増築(床)をいう。
- 3 この表において「改築(再開設)」とは、都要綱別表2に規定する改築(再開設)をいう。
- 4 この表において「増改築」とは、都要綱別表2に規定する増改築をいう。
- 5 対象となる施設の所在する地域が東京都により整備促進地域に指定された場合は整備促進地域の項の規定を、それ以外の場合はその他の地域の項の規定を適用する。
- 6 補助基準額及び物価調整額加算補助基準額の算定の単位は、1の項にあつては宿泊定員、2の項にあつては定員とする。
- 7 補助対象事業は、原則として単年度事業とする。
- 8 2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度(補助事業者に対して市が第6条第1項の規定により交付決定を行った年度をいう。)のこの要綱に定める算定方法を適用する。
- 9 次に掲げる費用は、補助対象としない。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用

- (3) 設備整備に要する費用
 - (4) 職員の宿舎に要する費用
 - (5) その他市長が不相当と認める費用
- 10 既存建物の買取り及び改築については、建物の新築と比較して効率的であると認められる場合に限り、補助対象とする。
- 11 事業者改修型及びオーナー改修型については、東京都補助金等交付規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。
- 12 1の項について、増築（床）の場合は、増加する宿泊定員1人当たり補助基準額3,900,000円、物価調整額6,060,000円とする。
- 13 2の項について、整備促進地域における増築（床）の場合は、定員が15人に達するまでは増加する定員1人当たり補助基準額450,000円、物価調整額540,000円、定員16人からは増加する定員1人当たり補助基準額6,450,000円、物価調整額8,010,000円とし、その他の地域における増築（床）の場合は、定員が15人に達するまでは増加する定員1人当たり補助基準額300,000円、物価調整額540,000円、定員16人からは増加する定員1人当たり補助基準額4,300,000円、物価調整額8,010,000円とする。

別表第7（第3条の3関係）

対象施設	交付基礎単価	単位	補助対象経費
1 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120,000円	定員数	地域密着型特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な、開設前6か月に係る需用費、使用料及び賃貸料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
2 小規模介護老人保健施設	1,120,000円	定員数	
3 小規模介護医療院	1,120,000円	定員数	
4 小規模ケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	1,120,000円	定員数	
5 認知症高齢者グループホーム	1,120,000円	定員数	
6 小規模多機能型居宅介護事業所	1,120,000円	宿泊定員数	
7 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,120,000円	宿泊定員数	

8 小規模介護付きホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものが、備考5に規定する場合に該当する場合に限る。）	1,120,000円	定員数
9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800,000円	施設数
10 小規模養護老人ホーム	561,000円	定員数
11 介護職員等のための施設内保育施設	5,610,000円	施設数

備考

- 1 交付基礎単価に単位数を乗じて補助基準額を算定する。
- 2 補助対象経費の支出が複数年度にまたがる場合の2年目以降の補助金の交付については、備考1により算定した補助基準額から前年度までに交付を受けた補助金の額を減じて得た額を補助基準額とする。
- 3 補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額のいずれか低い額の範囲内で市長が定める額を補助金交付額とする。
- 4 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
 - (1) 他の補助制度等により補助を受けている経費
 - (2) その他市長が不適当と認める経費
- 5 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱5(1)ウに規定する「開設時」の定義に「災害復旧時（再開発時）」が含まれる場合は、小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものをいう。）を対象とする。

別表第8（第3条の4関係）

対象施設	交付基礎単価	対象経費
1 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設を整備する用に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額の性格を有する）	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払の性格を有する
2 小規模介護老人保健施設		
3 小規模介護医療院		
4 小規模ケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものをいう。）		

者生活介護の指定を受けるものに限る。)	価額に国税局長が定め	るもの(当該一時
5 小規模養護老人ホーム	る倍率を乗じた額等、都	金の授受により、
6 認知症高齢者グループホーム	道府県知事が定める合	定期借地権設定
7 小規模多機能型居宅介護事業所	理的な方法による額) の	期間中の地代の
8 看護小規模多機能型居宅介護事業所	2分の1	引下げが行われ
9 介護職員等のための施設内保育施設		ていると認めら
10 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		れるものに限
11 認知症対応型デイサービスセンター		る。)
12 介護予防拠点		
13 地域包括支援センター		
14 生活支援ハウス		
15 緊急ショートステイ		

備考

- 1 10の項から15の項までに掲げる施設は、本体となる施設と合築し、又は併設する場合に限り、補助対象とする。
- 2 交付基礎単価に定期借地権を設定する土地の面積を乗じて得た額(当該額が1,000,000,000円を超える場合は、1,000,000,000円)を補助基本額とする。
- 3 補助基本額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額の範囲内で市長が定める額に2分の1を乗じて得た額を補助金交付額とする。
- 4 次に掲げる場合に該当するときは、対象経費としない。
 - (1) 一時金が保証金として授受される場合
 - (2) 定期借地権の設定が50年未満である場合
 - (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係にある場合
 - (4) 他の補助制度等により現に補助を受けている場合

様式 略